

福祉サービス第三者評価受審費補助 申請手続きの流れ

補助対象認定申請

第三者評価を受審することが決まったら…

申請期日(※)までに、下記の書類をご提出ください。

- ① 福祉サービス第三者評価受審費補助対象認定申請書(様式第1号)
- ② 福祉サービス第三者評価結果公表承諾書(様式第2号)
- ③ 見積書その他の受審費用が確認できる書類

※ 申請期日は、例年市報6月1日号でお知らせしています。

地域福祉課から補助対象認定(非認定)通知を送付

交付申請

第三者評価の受審が完了したら…

下記の書類をご提出ください。

- ① 福祉サービス第三者評価受審費補助金交付申請書(様式第5号)
- ② 福祉サービス第三者評価受審完了届(様式第6号)
- ③ 評価機関の発行する評価報告書の写し
- ④ 契約書等の写し
- ⑤ 領収書その他の評価機関に福祉サービス第三者評価の受審費用を支出したことを確認できる書類

地域福祉課から交付(不交付)決定通知を送付

補助金の請求

交付決定通知が届いたら…

下記の書類をご提出ください。

- ・ 福祉サービス第三者評価受審費補助金請求書(様式第8号)

- ご不明点がありましたらお問合せいただきますようお願いいたします。

地域福祉課地域福祉係(市役所第二庁舎2階)

☎ 042-387-9915(直通) FAX:042-384-2524

メールアドレス s050199(at)koganei-shi.jp